文化アセスメントについて

1　文化アセスメントとは

・文化アセスメントは、文化芸術振興条例に基づき実施されるもので、文化芸術振興計画に基づく事業の成果又は経過について文化芸術振興会議が実地調査を行い、評価や提言等について市長に報告を行います。

・報告を受けた市長はその内容を公表するとともに、提言等を反映させるよう努める必要があります。

＜文化アセスメントのイメージ図＞

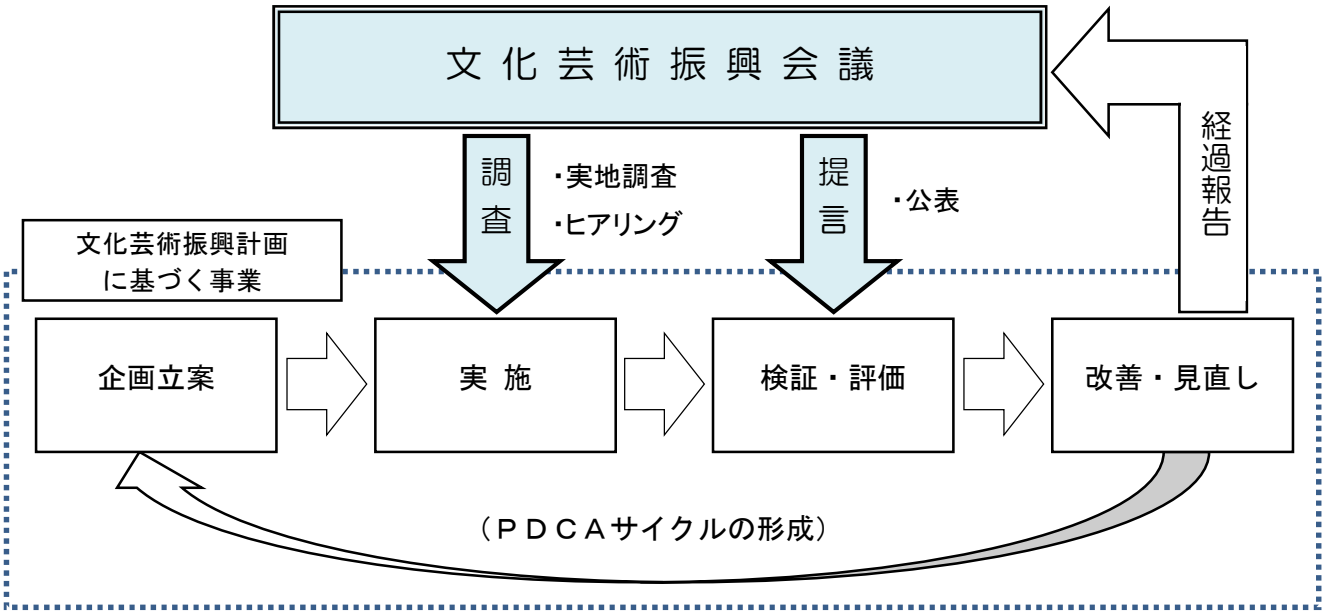

2　評価方法

・４つの項目に沿って評価した上で総合評価を行い、事業推進に向けた改善点等の提言を行います。

＜評価項目＞
（1）事業の目的（設定の妥当性、達成度、達成手段の妥当性）
（2）文化芸術性（独創性、育成支援）
（3）市民とのかかわり（参加、満足度、周知度）
（4）効率・効果（波及効果、施設の利用管理、連携協働、費用の効率化）

⇒

＜総合評価＞
Ａ　継続
Ｂ　改善
Ｃ　見直し
⇒ 改善点等の提言

3　公表

・文化アセスメントの実施内容については文化芸術振興条例に基づき、公表することとされており、文化芸術振興会議から市長に提出された報告書を本市ホームページで公表します。

4　提言内容の実施

・市長は、提言の内容を実施するよう努めるとともに、その後の経過について提言の次年度から５年間、文化芸術振興会議に報告します。また、本市ホームページでその内容を公表します。